

鳥取県公報

平成22年3月31日(水) 号外第36号

毎週火・金曜日発行

			
	48	Bil	
$ \diamond $	規	則	県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規 則の整備に関する規則(19)(県民室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			県の貸付事務からの暴力団排除等のための関係規則の整備に関する規則(20) (")・・24
			が2月17年4万か・ウック条クプロが内外サックにの20月内が対け2年間に対)。30元列(20) (*/) 2年

────公布された規則のあらまし────

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 の新設について

1 規則の新設理由

暴力団の関与等を排除するため、公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例 について所要の改正を行ったことに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則等の概要

- (1) 暴力団等からの申請を防止するため、次に掲げる規則に規定されている施設等の利用許可等に係る申請書等の様式について所要の整備を行う。
 - ア 鳥取県衛生環境研究所管理規則
 - イ 鳥取県都市公園規則
 - ウ 鳥取県立農業大学校管理規則
 - エ 鳥取県立二十一世紀の森管理規則
 - オ 鳥取県港湾法施行細則
 - 力 鳥取県営鳥取空港管理規則
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(2)の一部を除き、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

県の貸付事務からの暴力団排除等のための関係規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

県の貸付事務から暴力団の関与等を排除するため、相手方が暴力団である場合等には、県が関与する金銭の 貸付をしないことができることとする等関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次に掲げる規則に規定されている貸付金の貸付けについて、貸付けの相手方が暴力団である場合等に は、貸付けをしないことができることとするとともに、貸付後に当該場合等に該当することが判明した場合 には、貸付金の一時償還を請求することができることとする。
 - ア 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則
 - イ 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則
 - ウ 鳥取県農業改良資金貸付規則
 - エ 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則
 - オ 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則
 - 力 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則
- (2) 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部改正

漁業研修支援資金の貸付けの対象となる漁業研修の開始の日における漁業研修を受ける者の年齢の要件を50歳未満(現行 40歳未満)に引き上げる。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する 規則

(鳥取県衛生環境研究所管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県衛生環境研究所管理規則(平成14年鳥取県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改正前
様式第1号(第4条関係) <u>(表面)</u> 鳥取県衛生環境研究所利用申込書 年月日	様式第 1 号(第 4 条関係) 鳥取県衛生環境研究所利用申込書 年 月 日
職氏 名様 郵便番号 住 所 (団体にあっては、所在地) 申込者 氏 名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	職氏 名様 郵便番号 住 所 (団体にあっては、所在地) 申込者 氏 名 (団体にあっては、名称及び代 表者の氏名) 電話番号
次のとおり鳥取県衛生環境研究所を利用したいので、申し込みます。 略 (裏面) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 研究所の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。	次のとおり鳥取県衛生環境研究所を利用したいので、申し込みます。 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県衛生環境研究所の 設置及び管理に関する条例第4条の規定を遵守 すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

注 略

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関す る条例第3条第2項第3号の該当の有無につい て必要に応じ鳥取県警察本部に照会することが <u>ある。</u>

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第2条 鳥取県都市公園規則(昭和54年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

様式第1号(第2条関係)	様式第1号(第2条関係)				
(その1)	(その1)				
<u>(表面)</u>					
都市公園内行為許可申請書	都市公園内行為許可申請書				
職氏名様	職氏名様				
鳥取県都市公園条例第7条第1項の規定により都市	鳥取県都市公園条例第7条第1項の規定により都市				
公園内における行為の許可を受けたいので、次のとお	公園内における行為の許可を受けたいので、次のとお				
り申請します。	り申請します。				
年 月 日	年 月 日				
郵便番号	郵便番号				
申請者 住 所	申請者 住 所				
氏 名 ⑩	氏 名 卿				
(法人にあっては、名称及び	(法人にあっては、名称及び)				
代表者の氏名	代表者の氏名				
(電話 局 番)	(電話 局 番)				
略	略				

改正前

注略

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県都市公園条例第2 条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県都市公園条例第7条第3項第3号の該 当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に 照会することがある。

(その2)

(表面)

都市公園内行為(催し)許可申請書

職 氏 名 様

鳥取県都市公園条例第7条第1項の規定により都市 │ 鳥取県都市公園条例第7条第1項の規定により都市 公園内における行為(催し)の許可を受けたいので、 次のとおり申請します。

> 月 年 日 郵便番号 申請者 住 所 氏 │ 法人にあっては、名称及び 代表者の氏名 (電話 局 番)

略

注 略

(裏面)

(その2)

都市公園内行為(催し)許可申請書

職 氏 名 様

公園内における行為(催し)の許可を受けたいので、 次のとおり申請します。

> 月 年 日 郵便番号 申請者 住 所 氏 名 │ 法人にあっては、名称及び 代表者の氏名 (電話 局 番)

略

注 略

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお|| それがないこと。

都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県都市公園条例第2 条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県都市公園条例第7条第3項第3号の該 当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に <u> 照会することがある。</u>

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前					
様式第10号(第29条関係)	様式第10号(第29条関係)					
(表面)	克·四月 李曲 张 上 兴 校 利 田 市 7 (争					
鳥取県立農業大学校利用申込書	鳥取県立農業大学校利用申込書					
年 月 日	年 月 日					
職氏名様	職氏名様					
申込者 郵便番号	申込者 郵便番号					
住所	住 所					
氏 名 ⑩	氏 名 啣					
(団体にあっては、名)	団体にあっては、名					
称及び代表者の氏名	称及び代表者の氏名					
電話番号	電話番号					
-ana y	-SHIE J					
次のとおり鳥取県立農業大学校を利用したいので、	 次のとおり鳥取県立農業大学校を利用したいので、					
申し込みます。	申し込みます。					
	1.2 1 - 1.1 3					
略	略					
<u> </u>	<u> </u>					

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

大学校の施設設備をき損し、若しくは汚損 し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県立農業大学校の設 置及び管理に関する条例第13条の規定を遵守す ること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する 条例第11条第2項第3号の該当の有無について 必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあ る。

(鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県立二十一世紀の森管理規則(昭和60年鳥取県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(実習館の利用) 第8条 略	(実習館の利用) 第8条 略
2 及び3 略 4 知事は、実習館の利用の許可を受けた者が次の各	2 及び3 略
号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可 を取り消すことができる。	
(1)及び(2) 略 (3) <u>詐欺その他不正の行為により許可を受けたと</u>	(1)及び(2) 略
<u>き。</u> <u>(4)</u> 略	<u>(3)</u> 略

|様式第1号(第8条関係)

(表面)

林業技術工芸実習館利用申込書

職氏 名 様

> 年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名 (H)

(団体にあっては、名称 及び代表者の氏名)

次のとおり林業技術工芸実習館を利用したいので、 申し込みます。

略

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

林業技術工芸実習館の施設設備をき損し、若 しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県立二十一世紀の森 管理規則第4条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関 する条例第3条第2項第3号の該当の有無につ いて必要に応じ鳥取県警察本部に照会すること <u>がある。</u>

|様式第1号(第8条関係)

林業技術工芸実習館利用申込書

職氏 名 様

年 月 日

郵便番号 住 所 氏 名

(団体にあっては、名称 及び代表者の氏名)

次のとおり林業技術工芸実習館を利用したいので、 申し込みます。

略

(鳥取県港湾法施行細則の一部改正)

第5条 鳥取県港湾法施行細則(昭和51年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を

加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前					
様式第1号(第5条関係)	様式第1号(第5条関係)					
<u>(表面)</u> 係留施設使用許可申請書	係留施設使用許可申請書					
職氏名様	職氏名様					
船長氏名	船長氏名					
申請者名	申請者名					
申請者住所	申請者住所					
担当者名・連絡先	担当者名・連絡先					
【外航・内航】	【外航・内航】					
略	略					
略	略					
(車而)						

港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがないこと。

港湾施設の能力に照らして適当でないもので ないこと。

港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれが あるものでないこと。

爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役 し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するも のでないこと。

港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必 要とする場合において、港湾施設を使用する日 までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置 をとることができないと認めるものでないこ と。

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若 しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ のあるものでないこと。

利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2 条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該 当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に 照会することがある。

様式第2号(第5条関係)

(表面)

小型船舶係留施設使用許可申請書

年 月 \Box

職氏 名 様

> 住 所 申請者 氏 名

> > (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名) 電話番号

下記のとおり係留施設を使用したいので、鳥取県港 湾法施行細則第5条の規定により申請します。

略

備考 略

注 略

(裏面)

港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがないこと。

港湾施設の能力に照らして適当でないもので ないこと。

港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれが あるものでないこと。

爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役 し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するも のでないこと。

港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必 要とする場合において、港湾施設を使用する日 までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置 様式第2号(第5条関係)

小型船舶係留施設使用許可申請書

年 月 \Box

職氏 名 様

住 所

申請者 氏 名 (法人にあっては、名

称及び代表者の氏名) 電話番号

下記のとおり係留施設を使用したいので、鳥取県港 湾法施行細則第5条の規定により申請します。

略

備考 略

注 略

をとることができないと認めるものでないこ

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若 しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ のあるものでないこと。

利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2 条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該 当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に 照会することがある。

様式第3号(第5条関係)

(表面)

港湾施設(上屋・荷さばき地・野積場)使用許可申請 港湾施設(上屋・荷さばき地・野積場)使用許可申請

年 月 日

職 氏 名 様

住 所 申請者 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

(裏面)

港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがないこと。

港湾施設の能力に照らして適当でないもので

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所 申請者 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名) 電話番号

略

注 略

ないこと。

港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれが あるものでないこと。

爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役 し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するも のでないこと。

港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必 要とする場合において、港湾施設を使用する日 までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置 をとることができないと認めるものでないこ と。

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若 しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ のあるものでないこと。

利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2 条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該 当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に 照会することがある。

様式第4号(第5条関係)

(表面)

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

職氏 名 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

電話番号

【外航・内航】

様式第4号(第5条関係)

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

電話番号

【外航・内航】

略

注 略

略

注 略

(裏面)

港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがないこと。

港湾施設の能力に照らして適当でないもので ないこと。

港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれが あるものでないこと。

爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役 し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するも のでないこと。

港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必 要とする場合において、港湾施設を使用する日 までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置 をとることができないと認めるものでないこ

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若 しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ のあるものでないこと。

利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2 条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該 当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に 照会することがある。

様式第5号(第5条関係)

(表面)

荷役機械使用許可申請書

年 月 日 様式第5号(第5条関係)

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

職氏 名 様

> 住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名) 電話番号

略

注 略

(裏面)

港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがないこと。

港湾施設の能力に照らして適当でないもので ないこと。

港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれが あるものでないこと。

爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役 し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するも のでないこと。

港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必 要とする場合において、港湾施設を使用する日 までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置 をとることができないと認めるものでないこ

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若 しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ のあるものでないこと。

利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2 条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- <u>1</u> 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該

職氏 名 様

> 住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に 照会することがある。

様式第6号(第5条関係)

(表面)

港湾施設工作物設置許可申請書

年 月 日

名 様 職氏

> 住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名) 電話番号

下記のとおり港湾施設に工作物その他の設備を設置 したいので、鳥取県港湾法施行細則第5条の規定によしたいので、鳥取県港湾法施行細則第5条の規定によ り関係書類を添えて申請します。

略

注 略

(裏面)

港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがないこと。

港湾施設の能力に照らして適当でないもので ないこと。

港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれが あるものでないこと。

爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役 し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するも のでないこと。

港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必 要とする場合において、港湾施設を使用する日 までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置 をとることができないと認めるものでないこ

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

様式第6号(第5条関係)

港湾施設工作物設置許可申請書

年 月 日

職氏 名 様

> 住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名

称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり港湾施設に工作物その他の設備を設置 り関係書類を添えて申請します。

略

注 略

上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若1 しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ のあるものでないこと。

利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2 条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該 当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に 照会することがある。

様式第7号(第6条関係)

(表面)

ボートパーク内行為許可申請書

職 氏 名 様

で、鳥取県港湾法施行細則第6条の規定により申請し一で、港湾法施行細則第2条の2の規定により申請しま ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及 び代表者の氏名)

電話番号

略

備考 略

(裏面)

港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがないこと。

港湾施設の能力に照らして適当でないもので ないこと。

港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれが あるものでないこと。

爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役 し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するも

様式第7号(第6条関係)

ボートパーク内行為許可申請書

職 氏 名 様

ボートパーク内における行為の許可を受けたいの ボートパーク内における行為の許可を受けたいの す。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及

び代表者の氏名)

電話番号

記

略

備考 略

のでないこと。

港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必 要とする場合において、港湾施設を使用する日 までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置 をとることができないと認めるものでないこ

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若 しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ のあるものでないこと。

利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2 条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- <u>1</u> 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該 当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に 照会することがある。

様式第9号(第9条関係)

占用許可申請書

年 月 \Box

職氏 名 様

> 申請者 住 所 Æ. 名

> > (法人にあっては、名称及 び代表者の氏名)

電話番号

水域(公共空地)の占用の許可を受けたいので、鳥取 | 水域(公共空地)の占用の許可を受けたいので、鳥取 県港湾法施行細則第9条の規定により、関係書類を添 県港湾法施行細則第5条第1項の規定により、関係書 えて申請します。

記

略

様式第9号(第9条関係) 占用許可申請書

> 年 月 \Box

職氏 名 様

> 申請者 住 所

> > 名 Æ.

(法人にあっては、名称及

び代表者の氏名)

電話番号

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による 港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による 類を添えて申請します。

記

略

注 略

様式第10号(第9条関係)

土砂採取許可申請書

年 月 日

職氏 名 様

> 申請者 住 所

> > 氏 名

(法人にあっては、名称及 び代表者の氏名)

電話番号

す。

記

略

注 略

様式第11号(第9条関係)

港湾施設建設等許可申請書

年 月 日

職氏 名 様

> 申請者 住 所

> > 名 氏

(法人にあっては、名称及

び代表者の氏名)

電話番号

港湾施設等の建設(改良)の許可を受けたいので、鳥港湾施設等の建設(改良)の許可を受けたいので、鳥 取県港湾法施行細則第9条の規定により、関係書類を 取県港湾法施行細則第5条第1項の規定により、関係 添えて申請します。

記

略

注 略

注 略

様式第10号(第9条関係)

土砂採取許可申請書

年 月 日

職氏 名 様

> 申請者 住 所

> > 名 氏

(法人にあっては、名称及

び代表者の氏名)

電話番号

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による 港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による 土砂の採取の許可を受けたいので、鳥取県港湾法施行土砂の採取の許可を受けたいので、鳥取県港湾法施行 細則第9条の規定により、関係書類を添えて申請しま 細則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申 請します。

記

注 略

様式第11号(第9条関係)

港湾施設建設等許可申請書

年 月 日

職氏 名 様

> 申請者 住 所

> > 名 Æ.

(法人にあっては、名称及

び代表者の氏名)

電話番号

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による 港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による 書類を添えて申請します。

記

略

注 略

様式第12号(第11条関係)				樣式第	第12号(第11条関係	()			
占用工事等完了	7届					占用工事	等完了	届		
	年	月	日					年	月	日
職氏名様				職	氏	名様				
びけ	所 名 法人にあっ : : : : : : : : : : : : : : : : : : :					届出者	(法	人にあっ 表者の氏		
次のとおり占用(土砂の採取は改良)が完了したので、 <u>鳥取</u>				は改良	見)が完					
記				ÆICO	、 ク曲1)	, щ & У 。	記			
略				酹	ጟ					
注略				注	略					
樣式第13号(第12条関係)				様式第	第13号(第12条関係	1)			
住所等变更	国					住所	等変更	届		
	年	月	日					年	月	日
職 氏 名 様				職	氏	名 様				
びけ	所 名 法人にあっ 式表者の氏 話番号					届出者	(法	ー 人にあっ 表者の氏		
次のとおり住所(氏名、名称 取県港湾法施行細則第12条の規)住所(氏名 <u> 第8条</u> の規)で、 <u>港</u>
記							記			
路 注 略				注						
様式第14号(第13条関係)				様式第	914号(第13条関係	1)			

許可行為			į	許可行為	為廃止	届					
	年	月	日						年	月	日
職氏名様				職	氏	名	樣				
	住 所 氏 名 (法人にあっ	ては、				j	届出者	住 氏 (法	所 名 人にあっ	っては、	^即 名称及
	び代表者の氏 電話番号	名)						び代 電話	表者の日 番号	〔名)	
次のとおり港湾法第37条 規定による許可に係る行為	-		-						項(第5 止したの		-
湾法施行細則第13条の規定	により届け出	ます。		行細具	<u>則第 9</u>	<u>条</u> の規算	定により	り届け	出ます。		
略	2				 各			記			1
注略				注	略						

(鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正)

第6条 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和42年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前					
様式第5号(第8条関係) その1	様式第5号(第8条関係) その1					
<u>(表面)</u> 土地(建物・)使用許可(使用変更)申請書	土地(建物・)使用許可(使用変更)申請書					
年 月 日	年 月 日					
職氏名様	職氏名様					
申請者	申請者					
住所又は所在地	住所又は所在地					
氏名又は名称	氏名又は名称 卿 保証人					
住所又は所在地	住所又は所在地					
氏名又は名称	氏名又は名称					
下記のとおり土地(建物・)の使用(使用変更)	下記のとおり土地(建物・)の使用(使用変更)					

|をしたいので、許可してくださるよう申請します。 |をしたいので、許可してくださるよう申請します。

1~4 略

1~4 略

(裏面)

記

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

空港の施設をき損し、若しくは汚損し、又は そのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県営鳥取空港の設置 及び管理に関する条例第10条の規定を遵守する こと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

<u>注</u>

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条 例第11条第2項第3号の該当の有無について必 要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあ る。
- その2 特別待合室・センタープラザ・航空機乗降 施設用

(表面)

空港内施設使用(使用変更)申込書

年 月 日

職氏 名 様

申込者

住所又は所在地 氏名又は名称

たいので、申し込みます。

記

1~5 略

記

その2 特別待合室・センタープラザ・航空機乗降 施設用

空港内施設使用 (使用変更)申込書

年 月 日

職氏 名 様

申込者

住所又は所在地 氏名又は名称

下記のとおり空港内の施設の使用(使用変更)をし 下記のとおり空港内の施設の使用(使用変更)をし たいので、申し込みます。

記

1~5 略

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

空港の施設をき損し、若しくは汚損し、又は そのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県営鳥取空港の設置 及び管理に関する条例第10条の規定を遵守する こと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条 例第11条第2項第3号の該当の有無について必 要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあ る。

様式第6号(第9条関係)

(表面)

空港内営業許可申請書

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地 氏名又は名称 (EII)

下記のとおり空港内で営業をしたいので、許可して くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1~7 略

(備考) 略

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがないこと。

空港の施設をき損し、若しくは汚損し、又は

様式第6号(第9条関係)

空港内営業許可申請書

年 月 日

(EII)

職 氏 名 様

住所又は所在地 氏名又は名称

下記のとおり空港内で営業をしたいので、許可して くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1~7 略

(備考) 略

そのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にな る利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県営鳥取空港の設置 及び管理に関する条例第10条の規定を遵守する こと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

<u>注</u>

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条 例第11条第2項第3号の該当の有無について必 要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあ <u>る。</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定(様式第12号から様式第14号までを改 正する部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわ らず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

県の貸付事務からの暴力団排除等のための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

県の貸付事務からの暴力団排除等のための関係規則の整備に関する規則

(鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正)

第1条 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則(昭和40年鳥取県規則第7号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改正前
(貸付けの決定)	(貸付けの決定)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する	
場合は、第1項の貸付けを行わないことができる。	
<u>(1)</u> 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等	
に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対	
法」という。)第2条第2号に規定する暴力団を	
<u>いう。以下同じ。)</u>	
(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴	
<u>力団員をいう。以下同じ。)</u>	
(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活	
動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な	
関係を有するもの	
様式第1号(第2条、第14条関係)	様式第1号(第2条、第14条関係)
<u>(表面)</u>	
(1) 個人用	(1) 個人用
母子福祉資金	母子福祉資金
貸付申請書	貸付申請書
寡婦福祉資金	寡婦福祉資金
職氏名様	職氏名様
母子福祉資金	母子福祉資金
下記によりの貸付けを受けたいので、	下記により の貸付けを受けたいので、
寡婦福祉資金	寡婦福祉資金
関係書類を添えて申請します。	関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

記

略

備考 略

(裏面)

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第 2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)では ないこと。

暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力 団員をいう。以下同じ。) ではないこと。

暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動 を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関 係を有しているものではないこと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業 務実施細則第3条第3項各号の該当の有無につ いて必要に応じ鳥取県警察本部に照会すること <u>がある。</u>

(表面)

(2) 団体用

母子福祉資金

貸付申請書

寡婦福祉資金

職氏 名 様

母子福祉資金

下記により

の貸付けを受けたいので、

寡婦福祉資金

関係書類を添えて申請します。

年 月 日

年 月 日

> 申請者 住所

> > 氏名

連帯保証人

住所 氏名

記

略

備考 略

(表面)

(2) 団体用

母子福祉資金

貸付申請書

寡婦福祉資金

職氏 名 様

母子福祉資金

下記により

の貸付けを受けたいので、

寡婦福祉資金

関係書類を添えて申請します。

年 月 日

事務所の所在地 事務所の所在地 印 法人の名称 ΕD 法人の名称 代表者職氏名 代表者職氏名 記 記 略 略 (裏面) (裏面) 略 略 備考 略 備考 略 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対 法」という。)第2条第2号に規定する暴力団を いう。以下同じ。)ではないこと。 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力 団員をいう。以下同じ。)ではないこと。 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動 を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関 係を有しているものではないこと。 上記のとおり相違ないことを誓約します。 注 1 該当する にレ印を記入すること。 2 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業 務実施細則第3条第3項各号の該当の有無につ いて必要に応じ鳥取県警察本部に照会すること

(鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)

がある。

第2条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動 後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項 等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改 正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改 正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(中小企業高度化資金等の貸付け)

第3条 略

- 2 略
- 3 前2項の規定にかかわらず、県は、前2項の貸付 けの対象となる者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、前2項の貸付けを行わないことができる。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対 法」という。)第2条第2号に規定する暴力団を <u>いう。以下同じ。)</u>
 - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴 力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活 動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な 関係を有するもの

(貸付条件)

第4条 前条の規定により貸し付けられる資金(以下 第4条 前条の規定により貸し付けられる資金(以下 「貸付金」という。)の貸付けの対象となる事業 (以下「貸付対象事業」という。)ごとの貸付けの 相手方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対 象施設」という。)並びに貸付金の額、据置期間、 償還期間及び利率は、知事(鳥取県事務処理権限規 則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」 という。)第6条第1項の規定により知事の権限に 属する事務が委任されている場合にあっては、当該 委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県 条例第5号)第14条第2項に規定する商工労働部長 又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13 号)第6条の規定により設置された経済通商総室の 長(以下「経済通商総室長」という。)。以下同 じ。)が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領(以 下「要領」という。)で定めるものとする。

(一時償還)

る場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、当 該借主に対し、既に交付した貸付金の全部又は一部 につき、償還期日前の一時償還を請求することがで きる。この場合において、借主の所在が明らかでな いときは、催告手続を要せずして当然に期限の利益 を失うものとする。

(1)~(5) 略

(6) 第3条第3項各号のいずれかに該当すること

(中小企業高度化資金等の貸付け)

第3条 略

2 略

(貸付条件)

「貸付金」という。)の貸付けの対象となる事業 (以下「貸付対象事業」という。) ごとの貸付けの 相手方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対 象施設」という。)並びに貸付金の額、据置期間、 償還期間及び利率は、知事(鳥取県事務処理権限規 則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」 という。)第6条第1項の規定により知事の権限に 属する事務が委任されている場合にあっては、当該 委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県 条例第5号)第13条第2項に規定する商工労働部長 又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13 号)第6条の規定により設置された経済通商総室の 長(以下「経済通商総室長」という。)。以下同 じ。)が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領(以 下「要領」という。)で定めるものとする。

(一時償還)

第16条 知事は、借主が次の各号のいずれかに該当す|第16条 知事は、借主が次の各号のいずれかに該当す る場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、当 該借主に対し、既に交付した貸付金の全部又は一部 につき、償還期日前の一部償還を請求することがで きる。この場合において、借主の所在が明らかでな いときは、催告手続を要せずして当然に期限の利益 を失うものとする。

(1)~(5) 略

が判明したとき。

<u>(7)</u> 略

2 略

様式第1号(第6条関係)

中小企業高度化資金等貸付申請書

職氏名様

別紙計画書のとおり

め、当該事業に必要な資金(

付けを受けたいので、鳥取県中小企業高度化資金等貸付けを受けたいので、鳥取県中小企業高度化資金等貸 付規則(以下「規則」という。)第6条の規定によ 付規則第6条の規定により、関係書類を添えて申請し り、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住所 氏名

> 法人その他の団体に あっては、名称及び 代表者の氏名 電話番号

<u>注</u> 規則第3条第3項各号の該当の有無について必要 に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

<u>(6)</u> 略 2 略

様式第1号(第6条関係)

中小企業高度化資金等貸付申請書

職氏名様

事業を実施するた 別紙計画書のとおり

事業を実施するた

資金)の貸め、当該事業に必要な資金(

資金)の貸

ます。

年 月 日

郵便番号

申請者 住所

氏名

法人その他の団体に あっては、名称及び

代表者の氏名

電話番号

(鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正)

第3条 鳥取県農業改良資金貸付規則(平成14年鳥取県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動 後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項 等が存在しない場合には、当該移動後項等を加える。

改 正 後	改正前
(貸付け)	(貸付け)
第5条略	第5条略
2 前項の規定にかかわらず、県は別表の右欄に定め	
<u>る者又は当該者に別表の左欄に掲げる農業改良資金</u>	
を貸し付ける融資機関が次の各号のいずれかに該当	
する場合は、前項の貸付けを行わないことができ	
<u> </u>	

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対 法」という。)第2条第2号に規定する暴力団を いう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴 力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活 動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な 関係を有するもの

(一時償還)

する場合には、第9条及び第11条の規定にかかわら 一部につき、支払期日前の一時償還を請求すること ができる。

(1)~(4) 略

(5) 第5条第2項各号のいずれかに該当すること が判明したとき又は借受者が農業改良資金を貸し 付けた者が同項各号のいずれかに該当することが 判明したとき。

(6) 略

様式第1号(第15条関係)

(表面) 略

(裏面)

特約条項

第1条 略

(一時償還)

- 第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると 第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると (分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にか かわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。 (1)~(9) 略

(10) 乙又は丙が鳥取県農業改良資金貸付規則第5 条第2項各号のいずれかに該当することが判明し <u>たとき。</u>

(11) 略

第3条~第11条 略

(一時償還)

第22条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当|第22条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当 する場合には、第9条及び第11条の規定にかかわら ず、当該借受者に対し、融資機関貸付金の全部又は ず、当該借受者に対し、融資機関貸付金の全部又は 一部につき、支払期日前の一時償還を請求すること ができる。

(1)~(4) 略

(5) 略

様式第1号(第15条関係)

(表面) 略

(裏面)

特約条項

第1条 略

(一時償還)

認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限│ 認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限 (分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にか かわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

(1)~(9) 略

(10) 略

第3条~第11条 略

(鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第4条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動 後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項 等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

第3条 略

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。)を加える。

改正後

改正前

(林業・木材産業改善資金の貸付け)

第3条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、県は、林業従事者等又 は林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金を 貸し付ける融資機関が次の各号のいずれかに該当す る場合は、前項の貸付けを行わないことができる。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対 法」という。)第2条第2号に規定する暴力団を いう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴 力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活 動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な 関係を有するもの

(期限前償還)

- し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求す ることができる。
- (1)及び(2) 略
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当すること が判明したとき。

(4) 略

- 2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当す 2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当す るときは、支払期日前に、当該融資機関に対し、い つでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求するこ とができる。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当すること が判明したとき又は借受者が同項各号のいずれか に該当することが判明したとき。

様式第1号(第7条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書 職 氏名 様

(林業・木材産業改善資金の貸付け)

(期限前償還)

第14条 融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに 第14条 融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに 該当するときは、支払期日前に、当該借受者に対 該当するときは、支払期日前に、当該借受者に対 し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求す ることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 略

るときは、支払期日前に、当該融資機関に対し、い つでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求するこ とができる。

(1)~(3) 略

様式第1号(第7条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書 職 氏名 様

いので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(以)いので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第7 下「規則」という。)第7条の規定により林業・木材 条の規定により林業・木材産業改善措置に関する計画

産業改善措置に関する計画を添えて申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

(法人にあっては、主たる事

務所の所在地)

申請者

ふりがな

氏名

(法人にあっては、名称及び

代表者の氏名)

電話番号

注 規則第3条第2項各号の該当の有無について必要 に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第4号(第12条関係)

(表面) 略

(裏面)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

第1条 略

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると 第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると (分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同 じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を 弁済する。

(1)~(10) 略

(11) 乙又は丙が鳥取県林業・木材産業改善資金貸 付規則第3条第2項各号に該当することが判明し <u>たとき。</u>

<u>(12)</u> 略

第3条~第10条 略

林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を受けた 林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を受けた を添えて申請します。

> 年 月 日

> > 郵便番号

住所

(法人にあっては、主たる事

務所の所在地)

申請者

ふりがな

氏名

(法人にあっては、名称及び

代表者の氏名)

電話番号

様式第4号(第12条関係)

(表面) 略

(裏面)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

第1条 略

(期限前償還)

認め、期限前償還の請求をしたときには、償還期限 | 認め、期限前償還の請求をしたときには、償還期限 (分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同 じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を 弁済する。

(1)~(10) 略

<u>(11)</u> 略

第3条~第10条 略

(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第5条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「追加項等」とい う。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在す る場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、 当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(沿岸漁業改善資金の貸付け)

第3条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、県は、沿岸漁業従事者 等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の 貸付けを行わないことができる。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対 法」という。)第2条第2号に規定する暴力団を いう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴 力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活 動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な 関係を有するもの

(期限前償還)

第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各 第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各 号のいずれかに該当するとき又は第9条第2項の貸 付けの条件に正当な理由なく違反したときは、支払 貸付金の全部又は一部の償還を請求することができ

(1)及び(2) 略

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当すること が判明したとき。

様式第1号(第8条関係)

略

様式第1号(第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

職氏 名 様

沿岸漁業改善資金(たいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下)たいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条の 「規則」という。)第8条の規定に基づき、次のとお 規定に基づき、次のとおり申請します。 り申請します。

(沿岸漁業改善資金の貸付け)

第3条略

(期限前償還)

号の一に該当するとき又は第9条第2項の貸付けの 条件に正当な理由なく違反したときは、支払期日前 期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金 の全部又は一部の償還を請求することができる。

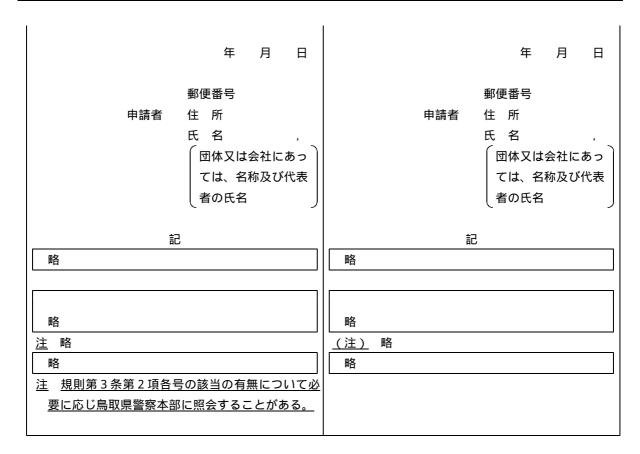
(1)及び(2) 略

略

沿岸漁業改善資金貸付申請書

職氏 名 様

資金)の貸付けを受け 沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受け



(鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部改正)

第6条 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則(平成12年鳥取県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動 後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項 等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改 正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改 正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (漁業研修支援資金の貸付け) (漁業研修支援資金の貸付け) 第3条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる要 第3条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる要 件を満たす者のうち漁業研修を受けるもの(次項に 件を満たす者のうち漁業研修を受けるものに対して おいて「漁業研修者」という。) に対して漁業研修 漁業研修支援資金(以下「貸付金」という。)を貸 支援資金(以下「貸付金」という。)を貸し付ける し付けるものとする。 ものとする。 (1)及び(2) 略 (1)及び(2) 略 (3) 漁業研修の開始の日において50歳未満である (3) 漁業研修の開始の日において40歳未満である こと。 こと。 2 前項の規定にかかわらず、県は、漁業研修者が次 の各号のいずれかに該当する場合は、前項の貸付け

を行わないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対 法」という。)第2条第2号に規定する暴力団を いう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴 力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活 動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な 関係を有するもの

(期限前返還)

第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当|第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当 するときは、第4条第5項及び第10条第1項の規定 にかかわらず、当該借受者に対し、期限を示して貸 付金の全部又は一部の返還を請求することができ る。

(1)~(5) 略

(6) 第3条第2項各号のいずれかに該当すること が判明したとき。

<u>(7)</u> 略

様式第1号(第6条関係)

漁業研修支援資金貸付申請書

年 月 Н

職 氏名 樣

漁業研修支援資金貸付規則(以下「規則」という。) 漁業研修支援資金貸付規則第6条第1項の規定によ 第6条第1項の規定により、下記のとおり申請しまり、下記のとおり申請します。 す。

申請者 郵便番号

住所

氏名

生年月日

雷話番号

記

略

略

(期限前返還)

するときは、第4条第5項及び第10条第1項の規定 にかかわらず、当該借受者に対し、期限を示して貸 付金の全部又は一部の返還を請求することができ る。

(1)~(5) 略

<u>(6)</u> 略

様式第1号(第6条関係)

漁業研修支援資金貸付申請書

年 月 $\boldsymbol{\exists}$

職 氏名 樣

漁業研修支援資金の貸付けを受けたいので、鳥取県 漁業研修支援資金の貸付けを受けたいので、鳥取県

申請者 郵便番号

住所

氏名

生年月日

雷話番号

記

略

略

<u>注</u> 略	<u>(注)</u> 略
略	略
添付書類 略	添付書類 略
注 規則第3条第2項各号の該当の有無について必	
要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に各条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき貸付けの決定を受けた者 については、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわ らず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。